三浦市議会議員政治倫理審査会記録(第2回)

〇日 時 令和3年6月25日 午前11時42分~午後0時01分 午後1時06分~午後1時07分

○場 所 第一会議室

○審査事項 調査請求の適否について

○出席委員 委員長 出口真琴

副委員長 溝川幸二

委員寺田一樹、鈴木敏史、長島満理子、小林直樹、神田眞弓

〇議 長 草間道治

〇出席議会事務局職員 下田 学議会事務局長、髙梨久子議会総務課長、

長島ひろみ議事グループリーダー

○委員長 ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開きます。

初めに申し上げます。本日の審査会については、報道関係者から写真撮影の申出がありました。 許可いたしますので、会議の支障とならない範囲でお願いいたします。

本日は、お手元の次第のとおり、前回に引き続き調査請求の適否についての協議からお願いいたします。

前回、要求のありました資料ですが、3月18日の都市厚生常任委員会の記録は既に配付をさせていただき、3月10日の委員会の音声は、先ほど委員打合せの際に全委員で聴取いたしましたので、この際、申し上げておきます。

では、前回に引き続き、調査請求の適否についての審査に入ります。

まず、適否に関する議論をするために、請求者や当該議員への聴取を行うかなど、審査の進め 方をご検討いただきたいと思いますが、皆様からのご意見をお願いいたします。

- ○委員 調査請求の方から4条、5条に抵触しているというお話がありまして、この中で、やは り疑念を持たれるところがあるのかなというところと、双方の言っていることの食い違いがある ということで、やはり審査をしていくべきだと思いますので、私としては適でお願いいたします。
- ○委員 私も同じく、倫理条例の中の第4条、第5条の中に書かれている内容を見ると、やはり請求者のほうが重く感じている内容が、そこがどうなのかという疑問を抱かれるところ、この調査資料の内容どおりにやはり決めていかなければ、見定めていかなければいけないことだと思うので、私も適だと思います。
- ○委員長 適否を決めるのに請求者、当該議員の聴取なども必要ではないかということもあるんですが、その点に関してはいかがですか。

- ○委員 私は、先ほど音声を聴かせていただいて、請求者の方からも、この30ページ以上にわたる資料を出されていて、一通り目を通して見させていただきました。この資料で、大体請求者の言われていることは理解できますので、私は、請求者の方の体調面も考えて、請求者の方は説明はよろしいかなと思います。藤田議員のほうから、この資料に対しての説明をいただければと思います。
- ○委員 私は、この審査請求は適正であるというふうに考えます。その理由は4点です。

1点目は、藤田議員の委員会での威圧的な発言、資料1で議事録があります。3月10日の都市厚生常任委員会で藤田議員は、請求者――そのときは陳情者ですかね。資料1のところでは「まだ統合校が決まっていません。決まっていない中でそういう発言はするわけないんです」とか、「出したわけではないということを改めていただきたい」「正しい発言じゃない」「やはり個別の名前で何か批判をするようなことというのはちょっと控えていただきたい」と言っています。

先ほど音声データを聴かせていただいたんですけれど、かなり大きな声で、恐怖心を与えるような威圧的な発言だなと私は感じました。その結果、請求者は体調を崩して病院にかかって、仕事も休んでいるということも事実です。

それと、資料要求で頂きました3月18日の議事録なんですけれど、藤田議員は、陳情者――請求者が「威圧的に感じられたということで、大変申し訳なく、おわびを申し上げます。申し訳ありませんでした」と認めています。

よって、政治倫理条例第4条第1号、議会の品位と名誉を損なうような行為だと言えると思います。

かつて三浦市議会は、傍聴者に対して、休憩中なんですけれど暴言を吐いたとして、厳しく責任を追求した経験があります。今回は陳情者に対して、委員会の最中に起きたことであり、より重く受け止めなければならないのかなと、私は思います。

2点目なんですけれど、市民の陳情をする権利を抑制するような発言があると思います。憲法 第16条には請願権というのが載っています。「何人も……平穏に請願する権利を有し、何人も、 かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」。これ憲法です、に規定されています。 陳情というのは請願と同様の権利です。しかし、藤田議員は委員会で、「改めていただきたい」 「正しい発言じゃない」「控えていただきたい」ということを言って、陳情する権利を抑制して いると言えます。

また、三浦市議会基本条例の前文にも、枕詞みたいに言っていますけれど、第1条、目的には、この条例は「市民に開かれた、市民のための議会」を実現すると規定されています。そして、解説のところでは、市民参加を原則とした議会活動を定めると書いてあります。市民の陳情する権利を抑制することは、市民に開かれた議会、市民参加を原則とする基本条例の目的にも反しているのかなと思います。

よって、第4条第1号、議会の品位と名誉を損なうような行為であると言わざるを得ないかな

と思います。

3点目です。三崎小学校のTシャツについてです。藤田議員が代表を務めるマリーが、三崎小学校のTシャツを受注しています。請求者は調査請求書に、激高して叱責のような態度をとることとの関連性を疑ってしまいます、また、恫喝して私の発言を止めるのが目的であったのかもしれないとまで考えてしまいますと書いてあります。どのようにして藤田議員が、当時、教育長が校長だった三崎小学校のTシャツの受注を受けるようになったのか。また、なぜ請求者が藤田議員から叱責や恫喝されなければならないのか、疑いを持たれています。

よって、第4条第1号、疑惑を持たれるおそれのある行為だと言えます。

4点目なんですけれど、復興ポロシャツ――義援金ポロシャツについてです。三崎小学校のTシャツは、復興Tシャツをマリーが取り扱っていた。それがきっかけで三崎小学校のTシャツをマリーに、マリーに相談した経緯があるようです。これ、資料5のところにあります。調査請求書(補正)によれば、商店会の会員が復興ポロシャツの取引業者になれるということですけど、マリーが商店会に加入しているのかどうか分かりません。請求者は調査請求書に、「議員さんの間にいろいろなつながりがあることを連想させる行為だと考え、市民に不信感を抱かせるものだ」と書いてあります。どのようにして藤田議員が復興ポロシャツの取引業者になったのか疑問を持たれたことになります。

よって、第4条第1号、疑惑を持たれるおそれのある行為だと言えると思います。

この4点から、調査請求は適正であると私は考えます。また、政治倫理条例第5条についても、 政治倫理基準違反の行為の存否の審査の中で明らかにしていくことが必要だと思います。

いずれにしても、疑惑が晴れれば藤田議員の名誉も回復し、保たれることになるので、調査し、 審査を行うことが必要だと私は思います。

ただし、政治倫理審査会の審査というのは、議員の名誉に係る大事な問題です。公正公平に、また正確に判断をし、慎重に進めなければなりません。そのために請求者、体調との関係もありますけれど、請求者と藤田議員から内容について、もう少し聴取をしたほうがいいのかなと思います。

よって、次回の審査会で、請求者と藤田議員に対して聴取をお願いいたします。 以上です。

- ○委員 今、今回、調査の対象とすべきか、しなくてもいいかという部分については述べてくれたところだと私も思っています。私自身は、30枚以上というような資料が請求者のほうから出されまして、それを拝読させてもらい、その中で、これは調査請求というところで、調査請求の適否だから、調査すべきものだと私は判断します。今も言われたように請求者、体調面で不安なところもありますので、私は、今回の調査請求の適否においては、提出された資料だけで判断すればよいのかなと考えております。
- ○副委員長 適否を決めるに当たりましてですけども、聴取といいますか、やはりお話を双方か

ら聴く必要があるのかなと、皆さんの意見を聞いて思いました。なので、委員がおっしゃられるように請求者の方、体調面の不安もあるということですので、できれば、最初に対象となっております藤田議員からお話を聴くべきなのかなと。そして、適否を決める内容になるのが一番いいのかなと思っておるところであります。

私からは以上です。

- ○委員長 今、皆さんの様々な意見が出ました。まず確認したいところなんですが、適否を決めるに当たって聴取の必要があるか、ないかという部分なんですが、今、副委員長は必要であると。
- ○副委員長 適否を決めるためには、藤田議員から内容を伺うほうがよろしいのかなと思っております。
- ○委員 先ほど皆さん、体調面ということをおっしゃっていましたけれども、やはり請求者から も話を聞く、体調も考慮していただいて。これって、代理ということはできないんですか。
- ○委員長 代理聴取は可能……
- ○委員 やはり請求者に限るということですか。
- ○事務局 請求者の方、どうしても出てこられない場合も考えられますので、ご本人からの委任 がございましたら代理、または文書でご提出いただくということも考えられるかと思います。
- ○委員 そういうこともできるということを伺ったんですけれども、まずご本人に意向を聞いていただくのが、体調がいいときにでも聞いていただいて、ご本人が「私はちょっと」ということであれば、そういう委任状を出していただくとかっていうことをあれして。やはり双方の意見を聞くのが一番平等性というか、そういうことがあるんじゃないかなと思います。
- ○委員長 それは、適否を決めるに当たって……
- ○委員 適否を決めるに当たって、双方の意見を聞くのが必要であると思います。
- ○委員長 言い方としては、この資料だけで適否を決められるという意見が何人の方からも出ていて……、これが適していると決定して、その後、審査をしていく上で必要なのか。
- ○委員 審査をしていく上で、やはり双方の聴取が必要だと思います。
- ○委員長 だから、今、意見としては、この適否を決めるのに聴取が必要だと……
- ○委員 先に聴取をしてから適否を決めるということ?
- ○委員長 それが分かれているので。
- ○委員 そのほうがいいんじゃないの。
- ○委員長 それが分かれているわけで、この資料だけでもう適否を決められますよ。ただ、これ から議論していく上で双方の話を聞いたほうがいいんじゃないかというふうなことと、聴取を聴いてから適否を決めるというふうな意見が出ているんですよ。まずは、聴取をすべきかどうか。 そこを皆さんに聞いてみたところなんですけど。そこでは意見が分かれて、聴取は必要だと思うけど、それは、これが適しているという場合の後の議論に聴取は必要だという意見を出してもらえれば聴取をしますし。

- ○議長 委員長、いいですか。議論が違う方向に行っているので、暫時休憩をして、打合せをも う一回してもらいたいんですけども。
- ○委員長 議長からもそのようなご意見がありましたので、暫時休憩いたします。

○委員長 再開いたします。

休憩前に調査請求の適否を決定するために、聴取の有無などについてご意見を頂きました。 本件につきましては、聴取は行わず適否を決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり) ご異議がありませんので、聴取は行わないことといたします。 では、調査請求の適否について皆さんのご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○委員 調査はすべきだと思っております。
- ○委員 適だと思います。
- ○委員 適だと思います。
- ○委員 資料のみで適だと思います。
- ○副委員長 適だと思います。
- ○委員長 それでは、今回の調査請求の適否につきましては、「適」――適しているということで当審査会として確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。(「異議なし」の声あり)では、ただいまのとおり確認をさせていただきます。
- ○委員長 本日の審査は、以上で終了いたします。

次回の開催日時につきましては、正副委員長で協議の上、通知いたしますので、よろしくお願 いいたします。

それでは、以上で三浦市議会議員政治倫理審査会を散会いたします。ご苦労さまでした。